

ID: 1544

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	特定事業参加者の負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第56条の2第1項の規定による。 (特定事業参加者の負担金) 第56条の2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日